

指 示

令和4年1月6日

山形県知事

吉村 美栄子 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
岸田 文雄

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成28年3月17日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 山形県山形市において採取されたきこの類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるくまの肉については、この限りでない。